



入札告示

札幌市告示第 132 号

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 1 月 14 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校施設課 管理係

電話 011-211-3831

メールアドレス kyoiku-kanri@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 札幌市立学校消防用設備等点検業務（中央区・北区）

イ 札幌市立学校消防用設備等点検業務（東区・白石区）

ウ 札幌市立学校消防用設備等点検業務（厚別区・清田区）

エ 札幌市立学校消防用設備等点検業務（豊平区・南区）

オ 札幌市立学校消防用設備等点検業務（西区・手稲区）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

委託業務に要する一切の諸経費を含めた総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、「建物設備等保守管理業」、所在地区分が「市内」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 当該役務の内容と同種又は類似の履行実績を有する者であり、技術、体制的に当該役務の提供が十分可能な者である必要があるため、下記に示す条件を満たす者であること。

ア 仕様書の別表に定める消防用設備点検の有資格者を本業務に従事させること。

イ 入札参加書類の提出期限日において、延床面積4,000㎡以上、地上階数3階以上の規模の施設で、消防用設備点検の履行実績があること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付する。

(3) 入札参加提出書類の受領期限

令和4年2月7日（月）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

※ 提出書類については、下記5(3)に別途掲示。

(4) 開札の日時及び場所

上記2(1)の件名ごとに、次のとおりとする。

日時：ア 令和4年2月21日（月）10時00分

イ 令和4年2月21日（月）10時20分

ウ 令和4年2月21日（月）10時40分

エ 令和4年2月21日（月）11時00分

オ 令和4年2月21日（月）11時20分

場所：札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル6階

札幌市教育委員会A会議室

(5) 入札書の提出方法（一堂に会する入札は原則行わない。）

※以下に示すいずれかの方法により提出すること。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ア 持参により提出する場合、入札書は「添付資料1-様式1」にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年2月21日（月）〇時〇分開札 札幌市立学校消防用設備等点検業務（〇）の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札説明書の別表に示す入札書の提出期限までに持参すること。

イ 送付（郵送）により提出する場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒（内封筒）は、上記アのとおり作成及び記載すること。外封筒及び内封筒ともに入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年2月21日（月）〇時〇分開札 札幌市立学校消防用設備等点検業務（〇）の入札書在中」の旨を記載し、上記1宛てに入札説明書の別表に示す入札書の提出期限までに送付（郵送）すること。

ウ 1回目の入札結果により再度入札を行う場合は、入札参加者に別途連絡する日時に行う。

再度入札の場合も4-(5)-アまたはイのいずれかの提出方法とする。

(6) 開札

入札終了後直ちに上記(4)の場所にて行う。

5 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 3 (6)にて入札参加資格とした内容を証明するため、下記ア、イに示す書類を上記 4 (3)で示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、入札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合、もしくは提出した書類に関する挙証書類等を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 本業務に配置可能な者であり、かつ、仕様書の別表に定める消防用設備点検の有資格者の資格保有状況報告書

イ 入札参加書類の提出期限日において、延床面積 4,000 m²以上、地上階数 3 階以上の規模の施設で消防用設備点検の履行実績があることを証明するための実績報告書

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。